

「認知症施策推進関係閣僚会議幹事会」の設置について

平成30年12月25日
認知症施策推進
関係閣僚会議決定

1 認知症に係る諸課題について、関係府省庁が十分連携して総合的な施策を推進するため、認知症施策推進関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣補佐官（健康・医療に関する成長戦略担当）

議長代理 厚生労働省医務技監

構成員 内閣官房日本経済再生総合事務局事務局長代理補

内閣官房健康・医療戦略室次長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

警察庁生活安全局長

金融庁監督局長

消費者庁次長

総務省地域力創造審議官

法務省大臣官房長

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省老健局長

農林水産省食料産業局長

経済産業省商務・サービス審議官

国土交通省総合政策局長

3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。